

只木ゼミ夏合宿第3問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

- 5 1. 弁護側は、弁護レジュメ1頁31行目において「65条1項の適用により、共犯とすることができるので、合理的な結論を導出することが出来る。」と主張しているが、義務の一身性を強調するのであれば、非身分者にはそもそも身分犯の共犯成立を認め難くなると思われるため、およそ合理的な結論にはならないのではないか。
- 10 2. 弁護側は、弁護レジュメ2頁6行目において「身分の有無による個人の立場の違いを考慮しない点において、結果無価値的な判断に偏っている点が妥当ではない」旨主張し、 α 説を批判しているが、非身分者であっても身分者と共同して違法な法益侵害を実現したといえる場合もあり得る以上、そのような場合においてまで身分の有無による個人の立場の違いを考慮する意義は何か。

以上